

令和 3 年度決算に基づく「健全化判断比率」等の算定結果について

令和 3 年度の各会計の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等を算定したところ、下記のとおり算定結果がまとまりましたのでお知らせします。

記

1. 財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、「早期健全化基準」を下回りました。

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.30%
連結実質赤字比率	—	16.30%
実質公債費比率	12.6%(12.9%)	25.0%
将来負担比率	155.4%(158.8%)	350.0%

※（ ）は前年度数値

2. 公営企業の健全化に関する指標

令和 3 年度決算で資金不足を生じた公営企業がなかったため、資金不足比率の該当はありませんでした。

○参考数値

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実質公債費比率	15.5%	14.3%	12.9%
将来負担比率	166.1%	159.6%	158.8%

※いずれの年度も実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当なし。

①実質赤字比率

実質赤字比率とは…

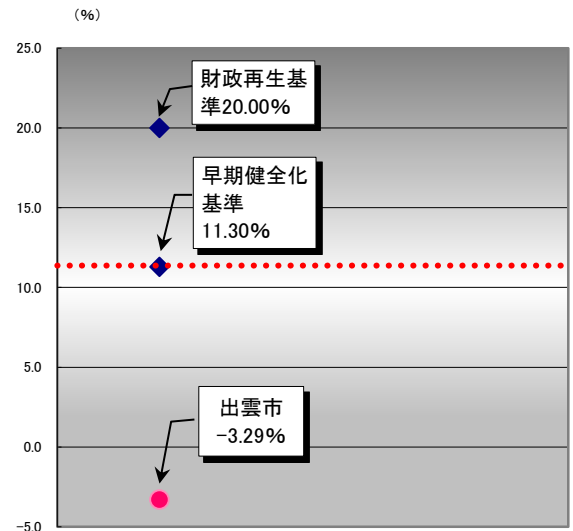
福祉、教育、まちづくり等を行う地方自治体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。

財政再生基準： 20.00 %

早期健全化基準： 11.30 %

出雲市： - %

(赤字がないため、比率としては算定されない。)



(計算式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A = 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

B = 標準財政規模(標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額)

【令和3年度決算】

$$-3.29 \% = \frac{(A) \quad -1,557,109 \text{ (千円)}}{(B) \quad 47,185,856 \text{ (千円)}}$$

※実質収支が黒字の場合、負の値で表示

②連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは…

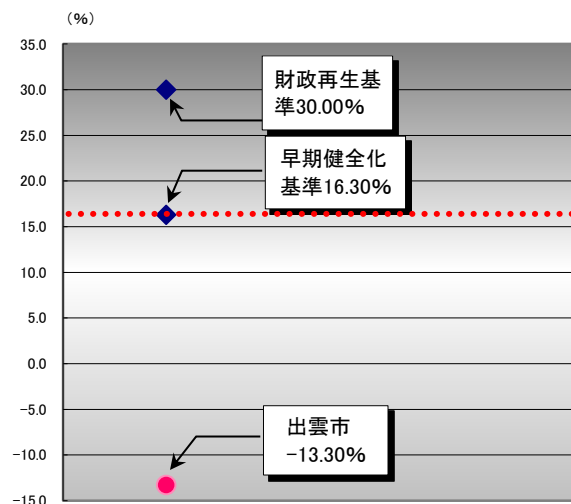
一般会計のほか公営企業会計を含む特別会計を加えた全ての会計の赤字・黒字を合算し、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化することで財政運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

財政再生基準： 30.00 %

早期健全化基準： 16.30 %

出雲市： - %

(赤字がないため、比率としては算定されない。)



(計算式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

C = 連結実質赤字額: イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合のその超える額

イ: 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ: 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額

ハ: 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ: 公営企業会計の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B = 標準財政規模(標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

【令和3年度決算】

$$-13.30 \% = \frac{(C) \quad -6,279,265 \text{ (千円)}}{(B) \quad 47,185,856 \text{ (千円)}}$$

※Cの内訳

(単位: 千円)

一般会計・特別会計(イ・ハ)		企業会計(法適・法非適)(ロ・ニ)	
会計	実質収支	会計	資金過不足額
一般会計	-1,557,103	水道事業	-1,716,509
診療所事業	0	下水道事業	-1,054,850
ご縁ネット事業	-6	病院事業	-892,284
高野令一育英奨学事業	0		
(一般会計等)	-1,557,109	浄化槽設置事業	0
国民健康保険事業	-501,349	風力発電事業	-5,576
国民健康保険橋波診療所事業	0	企業用地造成事業	0
介護保険事業	-491,293		
後期高齢者医療事業	-60,295		
計①	-2,610,046	計②	-3,669,219
		合計(C) (①+②)	-6,279,265

※実質収支が黒字の場合、負の値で表示

③実質公債費比率

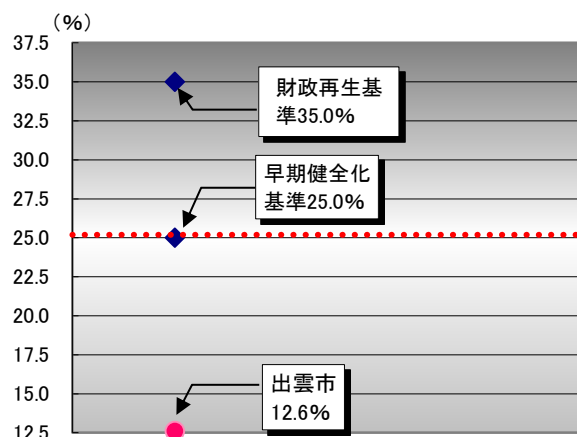
実質公債費比率とは…

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

財政再生基準： 35.0 %

早期健全化基準： 25.0 %

出雲市： 12.6 %



(計算式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D+E) - (F+G)}{B-G} \quad \text{の3か年平均}$$

D = 地方債の元利償還金

E = 準元利償還金(イからホまでの合計額)

イ: 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ: 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ: 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ: 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの……事業用地の買戻しなど

ホ: 一時借入金の利子

F = 特定財源……貸付金の元利償還金、住宅使用料、都市計画税など

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B = 標準財政規模(標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

【令和3年度決算】(単年度)

$$12.45206 \% = \frac{((D)9,966,124 + (E)4,031,317) - ((F)301,025 + (G)8,933,169)}{(B)47,185,856 - (G)8,933,169}$$

※Eの内訳

区分	金額(千円)	内訳
イ	0	
ロ	3,906,151	水道事業会計 463,001
		下水道事業会計 3,189,235
		病院事業会計 214,098
		浄化槽設置事業会計 39,817
ハ	21,274	斐川宍道水道企業団 21,274
ニ	103,892	社会福祉法人などへの元利補給等 34,172
		その他(土地改良事業負担等) 69,720
ホ	0	
合計	4,031,317	

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年度平均)
令和元年度	12.94936 %	12.6 %
令和2年度	12.44330 %	
令和3年度	12.45206 %	

④将来負担比率

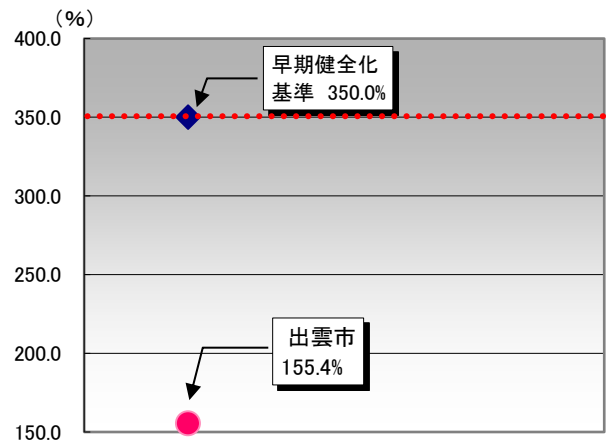
将来負担比率とは…

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

財政再生基準： — %

早期健全化基準： 350.0 %

出雲市： 155.4 %



(計算式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H = 将来負担額(イからヌまでの合計額)

イ: 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ: 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

ハ: 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担金等見込額

ニ: 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担見込額

ホ: 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ: 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、第三セクター等のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト: 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額

チ: 地方公共団体設立法人以外の者のために負担している債務の額等に係る一般会計等負担見込額

リ: 連結実質赤字額

ヌ: 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額貸付金

I = 充当可能基金額(上記イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金)

J = 特定財源見込額

K = 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

B = 標準財政規模(標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【令和3年度決算】

$$155.4 \% = \frac{(H) 167,091,141 - ((I) 8,777,713 + (J) 2,742,703 + (K) 96,121,108)}{(B) 47,185,856 - (G) 8,933,169}$$

※Hの内訳

区分	金額(千円)	内 訳	区分	金額	内 訳
イ	99,529,255		ニ	347,780	斐川水道水道企業団 347,780
ロ	437,499	社会福祉施設等整備費補助金 183,506 その他(団体営土地改良事業ほか) 253,993	ホ	8,361,922	
ハ	58,406,405	水道事業会計 5,958,637 下水道事業会計 50,225,034 病院事業会計 1,638,645 浄化槽設置事業会計 536,289 企業用地造成事業会計 47,800	ヘ	2,280	制度融資に係る損失補償
			ト	0	
			チ	6,000	貸付金に係る負担見込額
			リ	0	
			ヌ	0	
			合計	167,091,141 (H)	

⑤資金不足比率

資金不足比率とは…

一般会計の赤字にあたる公営企業会計の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

経営健全化基準： 20.0%

出 雲 市：各会計とも該当なし

(計算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{M}{N}$$

M: 資金の不足額

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事故繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

N: 事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額(※企業用地造成事業については、資本費+負債額)

会計名	資金不足比率 (%)	資金不足額 (千円)	事業規模 (千円)
水道事業	-60.3	-1,716,509	2,842,108
下水道事業	-47.7	-1,054,850	2,207,590
病院事業	-34.8	-892,284	2,556,927
浄化槽設置事業	0.0	0	58,661
風力発電事業	-34.9	-5,576	15,971
企業用地造成事業	0.0	0	47,800

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計			実質赤字比率			
	一般会計等に属する特別会計	診療所事業特別会計					
		ご縁ネット事業特別会計					
		高野令一育英奨学事業特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計		連結実質赤字比率			
		国民健康保険橋波診療所事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
		介護保険事業特別会計					
	公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業		水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計	資金不足比率(会計ごとに算定)	
					法非適用企業		浄化槽設置事業特別会計
		風力発電事業特別会計					
		企業用地造成事業特別会計					
		一部事務組合・広域連合	島根県市町村総合事務組合				将来負担比率
			島根県後期高齢者医療広域連合				
第三セクター等	出雲市土地開発公社						
	第三セクター等						